

保医発0830第1号  
平成25年8月30日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する  
留意事項について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成25年9月1日から適用することとする  
ので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して  
周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成24年3  
月5日保医発0305第5号）の一部改正について

別添2 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成24年3月5日保医発03  
05第7号）の一部改正について

別添3 「特定保険医療材料の定義について」（平成24年3月5日保医発0305第8号）  
の一部改正について



別添 1

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」

(平成24年3月5日保医発0305第5号) の一部改正について

1 I の 3 の④のイを次のように改める。

イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置

- a 植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（4極用））は、パーキンソン病又は本態性振戦に伴う振戦等、薬物療法によって十分な治療効果の得られない振戦等の症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。
- b 植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式）は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。
  - i 振戦
  - ii パーキンソン病に伴う運動障害
  - iii ジストニア
- c 植込型脳・脊髄電気刺激装置の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種交換等の場合は算定できない。

**別添 2**

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成24年3月5日  
保医発0305第7号）の一部改正について

- 1 (別表) の I の検査の内視鏡の一般的名称に「バルーン小腸内視鏡システム」を加える。

別添 3

「特定保険医療材料の定義について」（平成24年3月5日  
保医発0305第8号）の一部改正について

- 2 別表のⅡの087の(3)の⑦のアを次のように改める。  
ア パーキンソン病、ジストニア又は本態性振戦に伴う振戦等の症状の軽減効果を目的として使用すること。
- 2 別表のⅣの026の(1)を次のように改める。  
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」又は「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科インプラント・システム」、「歯科用インプラントアバットメント」又は「歯科インプラント用上部構造材」であること。
- 3 別表のⅣの029の(1)を次のように改める。  
(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」又は「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「歯科インプラント用上部構造材」又は「歯科用インプラントアバットメント」であること。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について  
(参考)(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）以下「算定方法告示」という。別表第一医科診療報酬点数表に関する事項3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い</p> <p>（b）脊髓刺激装置用リード、植込型脳・脊髓電気刺激装置</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 植込型脳・脊髓電気刺激装置</p> <p>a 植込型脳・脊髓電気刺激装置（振戻軽減用）は、ペーキンソン病又は本態性振戻に伴う振戻等、薬物療法によって十分な治療効果の得られない振戻等の症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <p>b 植込型脳・脊髓電気刺激装置（振戻軽減用）充電式）は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <p>i 振戻</p> <p>ii ペーキンソン病に伴う運動障害</p> <p>iii ジストニア</p> <p>c 植込型脳・脊髓電気刺激装置の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種交換等の場合は算定できない。</p>	<p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）以下「算定方法告示」という。別表第一医科診療報酬点数表に関する事項3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い</p> <p>（b）脊髓刺激装置用リード、植込型脳・脊髓電気刺激装置</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 植込型脳・脊髓電気刺激装置</p> <p>a 植込型脳・脊髓電気刺激装置（振戻軽減用）は、ペーキンソン病又は本態性振戻に伴う振戻等、薬物療法によって十分な治療効果の得られない振戻等の症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <p>b 植込型脳・脊髓電気刺激装置（振戻軽減用）充電式）は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <p>i 振戻</p> <p>ii ペーキンソン病に伴う運動障害</p> <p>iii ジストニア</p> <p>b 植込型脳・脊髓電気刺激装置の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種交換等の場合は算定できない。</p>

(参考)

## 改正後 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成24年3月5日保医発0305第7号)別紙)の一部改正について

(参考)(傍線の部分は改正部分)

内規統一 括弧表	内規 機器の区分	内規 機器の区分	現行		内規を用いて行う検査、処置又は手術 内規を用いて行う検査、処置又は手術
			対応する診療報酬項目 内規を用いて行う検査、処置又は手術	対応する診療報酬項目 内規を用いて行う検査、処置又は手術	
内規統一 機器部	内規 機器の区分	内規 機器の区分	内規を用いて行う検査、処置又は手術	内規を用いて行う検査、処置又は手術	内規を用いて行う検査、処置又は手術
内規統一 機器部	内規 機器の区分	内規 機器の区分	内規を用いて行う検査、処置又は手術	内規を用いて行う検査、処置又は手術	内規を用いて行う検査、処置又は手術

特定診療機関等を記載 機器の区分	医療行為に付隨する取扱いの範囲	対応する診療報酬項目		特定の条件	特徴とする診療報酬項目
		一般的な条件	その他の条件		
四 別	内視鏡用子 レスコープ				

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	(別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
087 植込型脳・脊髄電気刺激装置 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 (4)～(6) (略) (7) 振戻軽減用（16極以上用）充電式 次のいずれにも該当すること。 ア パーキンソン病シストニア又は本態性振戦に伴う振戻等の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。 イ～ウ (略)	087 植込型脳・脊髄電気刺激装置 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 (4)～(6) (略) (7) 振戻軽減用（16極以上用）充電式 次のいずれにも該当すること。 ア パーキンソン病又は本態性振戦に伴う振戻等の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。 イ～ウ (略)
IV 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	IV 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
026 スクリュー 次のいずれにも該当すること (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」又は「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科インプラントシステム」、「歯科用インプラントアバッソント」又は「歯科インプラント用上部構造材」であること。 (2)～(3) (略)	026 スクリュー 次のいずれにも該当すること (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「歯科インプラントシステム」であること。 (2)～(3) (略)

029 シリンダー 次のいずれにも該当すること (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」又は「医療用品（4）整形用品」であって、一般的の名称が「歯科インプラント用上部構造材」又は「歯科用インプラントアバットメント」であること。 (2) ~ (3) (略)	029 シリンダー 次のいずれにも該当すること (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」又は「医療用品（4）整形用品」であって、一般的の名称が「歯科インプラント用上部構造材」又は「歯科用インプラントアバットメント」であること。 (2) ~ (3) (略)
---	---